

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市市民活動推進条例（平成14年条例第17号）第8条第7項の規定に基づき、平塚市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 委員会は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民部協働推進課で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日規則第14号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。